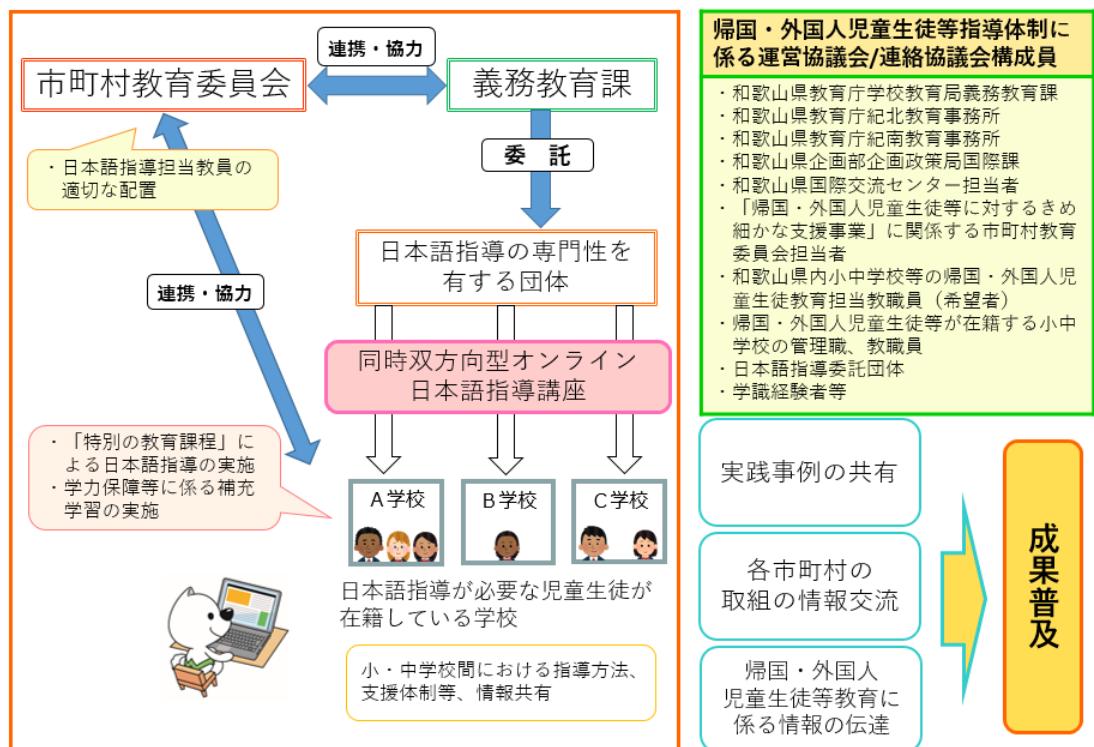


令和6年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業
(I 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)
事業内容報告書の概要

地方公共団体名【和歌山県】

令和6年度に実施した取組の内容及び成果と課題

1. 事業の実施体制(運営協議会、連絡協議会の構成員等)



2. 具体の取組内容 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること
(1)地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営(必須実施項目)

【運営協議会】

〈目的〉

現状の課題の整理並びに支援、指導体制の整備促進及び今年度の事業の方向性についての情報共有

〈日時〉

令和6年6月5日(水) 14:00～16:30

〈協議会構成員〉

学識経験者、日本語指導委託団体担当者、該当する小、中学校教職員、市町村教育委員会、教育庁担当者(義務教育課、県立学校教育課、人権教育推進課、教育事務所担当者)等

〈内容〉

- ①本県の現状の説明及び帰国・外国人児童生徒等受入に関する現状と課題について(教育庁義務教育課担当者)
- ②各地域の実態を踏まえた学校における指導体制の構築(日本語指導委託団体担当者)
- ③「日本語指導の基礎と個別の指導計画作成の留意点」(学識経験者による講義及び協議)

【連絡協議会】

〈目的〉

今年度の取組並びに次年度以降の取組についての情報共有、帰国・外国人児童生徒等支援体制

の整備について実践交流

〈日時〉

令和7年1月28日(火) 13:30～16:30

〈協議会構成員〉

学識経験者、該当する各小・中学校教職員、市町村教育委員会、教育庁担当者(義務教育課、県立学校教育課、人権教育推進課、教育事務所担当者)等

〈内容〉

- ①本県の現状の説明及び事業成果、個別の指導計画について(教育庁義務教育課担当者)
- ②本事業を活用した成果について(本事業を活用した学校長)
- ③「これからの中学生等教育」(学識経験者による講義及び協議)

(2)学校における指導体制の構築

- ①日本語指導担当教員配置地域に拠点校を設置し、日本語指導担当教員を中心とした指導体制の構築
- ②その他の地域及び学校においては、自校教員による「特別の教育課程」による日本語指導及び、同時双方向型オンライン日本語指導講座を活用した指導体制の整備促進

(3)「特別の教育課程」による日本語指導の実施

- ①「特別の教育課程」における日本語指導について共通理解を図るとともに、個別の指導計画の立て方等について検討
- ②「特別の教育課程」における日本語指導実施に向けた具体的な対応について情報共有
- ③来年度に向けた「特別の教育課程」の編成や個別の指導計画のつなぎ方等についての講義・協議

(4)成果の普及

- ①市町村教育委員会指導事務担当者等会議等で、本事業の経過や成果を市町村教育委員会に対して、発信
- ②帰国・外国人児童生徒等指導体制の推進に係る連絡協議会で、人権教育担当者や帰国・外国人児童生徒教育担当者等に情報を発信、共有

(7)ICTを活用した教育・支援

日本語指導の専門性を有する団体に委託し、それぞれの児童生徒の日本語の能力に即したレベル別の同時双方向型オンライン日本語指導講座を提供

3. 成果と課題 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

(1)地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営

〈成果〉

学識経験者より、日本語指導の在り方や受入体制について具体的に話を聞くことができ、帰国・外国人児童生徒等への支援の充実に向けて、また、本事業を推進する上で、御示唆をいただいた。

県教育委員会の指導主事より、本県の帰国・外国人児童生徒等の現状と課題、状況等について説明を行うことで、情報共有することができた。

各校や事業実施市町における取組の実践交流や課題等について交流することで、各学校や各地域での指導や支援の方法を見直すきっかけとすることができた。

〈課題〉

帰国・外国人児童生徒等に対しては、個々に応じた指導が必要であるが、経験が少ない教員が多いため、指導体制の共有や受入体制の整備などの情報共有をすることが難しいところがある。担当者同士がつながり合い、校内外での帰国・外国人児童生徒等の支援を拡充するための手立てを共有する場の設定、共有するための方策が必要である。

(2)学校における指導体制の構築

〈成果〉

日本語指導が必要な児童生徒等に対する、適切な教育の機会の提供及び学校生活への円滑な順応の促進を

行うことができた。

また、県内に散在する日本語指導が必要な児童生徒等に対する、広範囲での支援の提供をすることができた。

<課題>

今後、日本語指導が必要な児童生徒の在籍数及び在籍地域の増加が考えられるため、指導体制を引き続き整備し、支援を強化していく必要がある。

(3)「特別の教育課程」による日本語指導の実施

<成果>

「特別の教育課程」について研修を行い、周知したことで日本語指導への意識を高めることができた。

<課題>

「特別の教育課程」をもとに行っている指導について、さらに理解を深めるために、研修会を実施する等、指導内容の質を高める必要がある。

(4)成果の普及

<成果>

運営協議会や連絡協議会をとおして、日本語指導について情報共有をするとともに、周知する機会を得ることができた。また、来年度以降、帰国・外国人児童生徒等が在籍する予定の学校にも支援体制を構築するためにはどのような準備を行えばよいかを示すことができた。

<課題>

成果の普及については、今年度からの取組であるため、次年度以降の取組もふまえつつ、さらに広めていく必要がある。

(7)ICTを活用した教育・支援

<成果>

児童生徒が楽しんで学習することができている。また、日本語の習得についても、無理なく学ぶ機会を与えることができている。また、オンラインで、同じように日本語を学ぶこどもたちと会うことができ、心理的な安心感にもつながっている。

<課題>

どの地域においても個に応じた支援ができるよう、オンラインでの日本語教育の取組を進め、帰国・外国人児童生徒等教育の体制を構築していく必要がある。

本事業で対応した児童・生徒数	幼稚園等	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校
	0人 (0園)	12人 (7校)	10人 (7校)	0人 (0校)	0人 (0校)	0人 (0校)	0人 (0校)
うち、特別の教育課程で指導を受けた児童生徒数		6人 (3校)	10人 (7校)	0人 (0校)	0人 (0校)	0人 (0校)	0人 (0校)

4. その他(今後の取組予定等)

○今年度の取組をさらに充実させていく予定としている。

※ 枠は適宜広げること。(複数ページになつても差し支えない) 成果物等があれば別途提出すること。

※ 事業内容報告書の概要は、担当者・連絡先欄を除き、様式9(添付1)の5. 成果イメージ資料のポンチ絵と併せて、文部科学省ホームページで公開する。